

香取広域市町村圏事務組合 事務所移転のお知らせ

北総西部衛生組合が香取広域市町村圏事務組合に平成19年4月1日統合されることについては3月号の広報でお知らせしたところですが、それに伴い事務所を香取市山田區事務所内に移転しました。

事務所移転に伴い、連絡先は次のとおり変更となります。

なお、ごみの処理を行っている伊地山クリーンセンターの所在地、電話番号は変更ありません。

新所在地 〒289 - 0407

香取市仁良300番地1

香取市山田區事務所2階

新電話番号 0478 - 78 - 1181

◎各種料金のお問い合わせ

0478 - 78 - 1182

新FAX番号 0478 - 78 - 1185

平成18年度消防庁長官表彰 神崎町消防団が表彰旗を受章 村田消防団長が永年勤続功労章を受章

平成19年3月2日に日本消防会館ニッショーホールで開催された、平成18年度消防庁長官定例表彰において、神崎町消防団が「表彰旗」を、また村田消防団長が「永年勤続功労章」を受章しました。

「表彰旗」は消防庁長官表彰では最高位のもので、本町消防団の多年にわたる消防活動の実績が認められたものです。また、村田消防団長は、昭和50年4月1日に佐原市外五町消防組合神崎消防団に入団以来、班長、分団長、副団長、団長を歴任し、通算25年の永きにわたり、本町消防の発展に寄与してまいりました。



表彰旗を披露する村田消防団長(左)と大竹副団長(右)

国保だより

70歳未満の方 4月1日から 高額療養費の支給方法が変わります。

入院の際には「限度額適用認定証」の申請を忘れずに！

医療費の自己負担限度額が高額になったとき、定められた自己負担額を超えた分は、高額療養費が支給されます。

この高額療養費の支給について、平成19年4月1日から70歳未満の方が入院したとき、病院窓口での負担が、自己負担限度額までとなります。

これまでは、病院で3割負担全額を支払い、自己負担限度額を超える場合には、町国保に申請して、高額療養費として支給されていましたが、4月1日からは、入院の際、保険証と一緒に「限度額適用認定証」を提示することになります。

この「限度額適用認定証」を提示することにより、病院窓口での支払いが、自己負担限度額(月額)を超える場合でも、限度額の支払いで済むようになります。

「限度額適用認定証」は役場から被保険者の申請により交付されます。

また、所得区分に応じ限度額が異なりますので、忘れずに限度額適用認定証の申請をするようにしてください。

自己負担額(月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
上位所得者 1	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯に当たります。
- 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合に該当します。

☎ 2111

入院しないで、複数病院にかかった場合や、家族2人以上で高額に該当する場合等は、これまでどおり町から書で連絡が行きますので、高額療養費を申請して、支給を受けてください。

お問い合わせ 町民課国保係



春です！ 住所変更や就職、退職の際は、国保への届出を忘れずに！